第十一條 副組合長ハ組合長ヲ補佐シテ事務ヲ代理ス

第十二條 理事長ハ組合長ノ旨ヲ受ケテ理事ヲ指揮シ常務ヲ處理ス

第十三條 理事ハ理事長ノ事務ヲ補佐シ之ヲ執行ス

第十四條 代議員ハ組合ノ議決ニ參與ス代議員會ニ附議スヘキモノハ組合長之ヲ定ム
但シ代議員ハ議案ヲ代議會ニ提出スル事ヲ得 代議員ハ組合員二十名毎ニ之ヲ選擧ス

第十五條 各部長ハ理事ヲ以テ之ヲ補シ主管ニ屬スル事務ヲ執行シテ其ノ責ニ任ス各部ニ世話係若干名ヲ置キ部長ヲ補佐ス

三 組合員ノ權利義務

第十六條 組合員ハ組合ニ於ケル一切ノ權利ヲ行使シ義務ヲ履行スルモノトス

第十七條 組合員ニシテ勞働條件ノ改善ヲ目的トシ其職場ノ個人團体若クハ雇主ニ向ケ一定ノ要求ヲナサントスルトキハ條件ヲ具シテ組合長ニ報告スヘシ
組合員ニシテ所屬協人團体又ハ雇主ニ於テ本組合員ニアラサル者ノ請求ニヨリ本條ニ依ル一致行動ヲナスヘキ勸誘ヲ受ケタルトキモ亦同シ

第十八條 組合長ハ第十七條ノ報告ヲ受ケタルトキハ其時宜ニ依リ代議員會ヲ召集シ其實否ノ決議ヲナスモノトス 前條但書ニ依ル報告ヲ受ケタルトキハ代議員會ノ參加ニ依ル

四 支部

第十九條 支部ハ組合員十六以上ノ組合員ヲ有スル地方若クハ勤務所又ハ業部別ニ應シ之ヲ設置ス

第二十條 支部ハ理事ヲ以テ之ヲ補シ支部一切ノ事務ヲ總攬ス
支部ニ書記若干名ヲ置キ支部長ヲ補佐シテ事務ヲ執行ス 但シ支部ハ

第二十一條 代議員ヲ出スコトヲ得

第二十二條 支部會計ハ獨立トス
但シ組合費ハ毎月之ヲ本部ニ納付スルモノトス 組合費ノ適當ナル額ヲ
場合ハ補助金ヲ支出スル事アルヘシ

五 總會及臨時總會代議員會

第二十三條 會議ヲ分ケテ定期總會臨時總會及代議員會トス
本組合ハ毎年春秋二期ニ總會ヲ開催シ組合ニ關スル重要事項ヲ決議ヲナス
但シ時日ハ役員會ニ於テ之ヲ定ム

第二十四條 總會ハ會員三分ノ二以上ノ出席（委任状ヲ含ム）二分ノ一以上ノ賛成ヲ以テ決議ス

第二十五條 組合長ハ緊急ト認メタルトキハ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

六 加盟及脫退

第二十六條 正組合員タラントスルモノハ組合員二名以上ノ紹介ニ依リ組合長ニ届出ヘシ 役員會ニテ推薦ス

第二十七條 組合員脫退セントスルトキハ組合長ニ其旨届出ヘシ

七 會計

第二十八條 組合費ハ毎月末日迄ニ會計部ニ納付スルモノトス 積立金ハ各支部ニ之ヲ保管ス

第二十九條 本組合ノ經常費ハ會費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第三十條 組合費又ハ積立金ハ如何ナル理由アルモ返戻セス

第三十一條 毎年度決算ハ總會ニ毎月決算ハ月報ヲ以テ之ヲ報告ス

八 賞罰

第三十二條 組合員ニシテ模範トナルヘキ行為アリタルトキハ之ヲ表彰ス
其ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第三十三條 本組合員ニシテ組合ノ目的ニ反シ又ハ其ノ名譽ヲ毀損シタルモノハ譴責又ハ除名スルコトアルヘシ